

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊中のぞみ会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)報酬とは報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、理事長に対してのみ報酬を支給し、理事長を除く役員及び評議員に対しては報酬は支給しないものとする。

(報酬の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬の額は、別表1のとおりとし、評議員会において決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬の支給の時期は、毎月25日(ただし、その日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、給与規程第3条の規定に準じて支給)
(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2)50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 6月18日より施行する。

附則 この規程は、令和 3年 6月13日より施行する。

別表1(理事長の報酬)

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|-----------|
| 理事長 | 月額70,000円 |

|